平成２５年（フ）第２２７５号
神奈川県大和市大和南１丁目16番30号　コーポ清美103
債務者　福島ミイ子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８０号
横浜市南区前里町３丁目78番地　丸山荘102号
債務者　佐藤　　新
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８５号
神奈川県藤沢市大庭5550番地の６　ビューバレー湘南202
債務者　金子　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２２号
横浜市泉区中田南５丁目10番34号　コーポ森105
債務者　澤口美和子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３８４号
横浜市南区中里３丁目８番26号　ワコーレ弘明寺303
債務者　小野　公智
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３８５号
横浜市南区中里３丁目８番26号　ワコーレ弘明寺303
債務者　小野　純子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
横浜市南区新川町５丁目29番地　ラフィーネ横浜301号室
債務者　荒木鉄二郎
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第５３４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５－５－16小山貸家、住民票上の住所千葉県千葉市稲毛区あやめ台３番２棟306号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９－17ＫＤコーポ201
破産者　逢坂　賢一
1　主文　当裁判所が平成25年11月７日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９－17ＫＤコーポ201、住民票上の住所千葉県千葉市稲毛区あやめ台３番２棟306号」とあるを「千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５－５－16小山貸家、住民票上の住所千葉県千葉市稲毛区あやめ台３番２棟306号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９－17ＫＤコーポ201」と更正する。
2　決定年月日　平成26年１月15日
千葉地方裁判所松戸支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４７号
山口県周南市橋本町１丁目16番地の１　ＳＰビル301号、開始決定時の住所山口市大内御堀712番地　フォーレスN101
破産者　諫山　裕子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４２８号
横浜市港南区下永谷２－24　上大岡グリーンハイツＡ－201、住民票上の住所横浜市西区平沼１丁目17番11－404号
破産者　山崎　光信
1　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
2　一般調査期日　平成26年３月10日午後１時10分
平成26年１月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７号
北海道富良野市山部北町２番６号
破産者　株式会社ワタナベ総合土建
1　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
2　一般調査期日　平成26年４月16日午後２時40分
平成26年１月16日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
大阪市北区堂島２丁目３番４号　ダイドーメゾン大阪堂島502
破産者　株式会社ノースクラブ
1　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後３時
平成26年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２０号
大阪市西成区松２丁目１番17号
破産者　伊丹　美穂
1　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月20日午後３時
平成26年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４号
神戸市長田区若松町３丁目１番１－607号
破産者　夢工房・匠こと　笹野　晴資
1　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
2　一般調査期日　平成26年３月26日午前10時15分
平成26年１月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１２号
大阪府松原市若林１丁目５番31－Ｂ101号、前住所大阪府東大阪市旭町20番10号サンダージュ202号
破産者　田中　浩之
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期日　平成26年４月21日午前10時30分
平成26年１月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２７号
神戸市西区南別府１丁目１番地の１
破産者　兵庫緑地開発株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
2　一般調査期日　平成26年５月14日午前10時
平成26年１月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２８号
神戸市北区鹿の子台北町６丁目５番１号
破産者　湯浅　孝光
1　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
2　一般調査期日　平成26年５月14日午前10時
平成26年１月15日
神戸地方裁判所第３民事部